

答 申 第 38 号
平成19年2月8日

大 阪 府 知 事
太 田 房 江 様

大阪府環境審議
会長 南



温泉掘削許可及び温泉動力装置許可について（答申）

平成19年2月8日付け環衛第2046号で諮問のあった標記については、平成19年2月8日開催の平成18年度第2回大阪府環境審議会温泉部会での審議の結果、別紙のとおり答申します。

別紙

1 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 茨木市西豊川町1番3号
山口建設株式会社 代表取締役 山口 良和
- (2) 申請地 茨木市清水一丁目580番
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

2 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 東大阪市中新開一丁目5番25号
株式会社山西サク井設備 代表取締役 山西 吉光
- (2) 申請地 大東市大字龍間1218番
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

3 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市生野区巽中一丁目3番10号
石田工業株式会社 代表取締役 石田 宗嗣
- (2) 申請地 大阪市生野区巽中一丁目347番1
- (3) 答申内容 本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

4 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 和歌山県和歌山市西浜1660番地の180
株式会社山本進重郎商店 代表取締役 山本 進三
- (2) 申請地 東大阪市高井田本通五丁目18番
- (3) 答申内容 本申請については、600m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

5 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市大正区三軒家東三丁目8番3号
株式会社エヌ・アイ・エス 代表取締役 泉 忠良
- (2) 申請地 高石市綾園四丁目491番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

6 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 寝屋川市木田元宮一丁目28番10号
株式会社ラ・カーヴコーポレーション 代表取締役 金井 正夫
- (2) 申請地 寝屋川市池田中町184番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

7 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 東京都千代田区大手町二丁目6番3号
新日本製鐵株式会社 代表取締役 三村 明夫
- (2) 申請地 堺市堺区築港八幡町1番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

8 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 門真市柳町1番10号
医療法人 孟仁会 理事長 山路 孟
- (2) 申請地 東大阪市稲葉一丁目573番24
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

9 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 広島市中区上八丁堀4番1号
株式会社アーバンコーポレイション 代表取締役 房園 博行
- (2) 申請地 大阪市住之江区南港北一丁目38番1
- (3) 答申内容 本件申請の動力装置については、提出された段階揚水試験等を審査した結果、適正揚水量を決定するに足りる内容と認められず、揚水ポンプ出力の評価もできないことから、許可することは適切でない。